

マックス・ヴェーバーの社会学理論における
「法秩序」の位置 (八)

目 次

- I はじめに
- II 基礎概念論における「秩序」の位置
 - 一 『シニタムラー批判』における「法的規則」
 - 二 『理解社会学のカテゴリリー』における「秩序」の位置 (以上第四十二号)
 - 三 『社会学の基礎概念』における「秩序」の位置
 - (1) 「社会的行為」論
 - (2) 「社会関係」論
 - (3) 「正当な秩序」論 (以上第四十六号)
 - (4) 「支配団体」論 (以上第四十八号)
 - (5) 「秩序の合理性」論 (以上第五十号)

吉
田
勇

Ⅲ 実質的な社会学的研究における「法秩序」の位置

一 「法」の「固有法則性」

(1) 「法」領域と他の隣接領域との区別

(2) 「一般法」と「特別法」との関連

(3) 「法」領域の事項的分化(以上第五十四号)

二 「法」の「合理化」

(1) 「契約」論(以上第五十六号)

(2) 法創造・法発見の類型論(以上第五十九号)

(3) 「団体」の法的構造論(以上本号)

(4) 「法発展」の理論

Ⅳ 結論にかえて

二 「法」の「合理化」

(3) 「団体」の法的構造論

ウェーバーの「主観的権利」設定論の課題のひとつはすでに論じた「契約」論であるが、もうひとつの課題は「団体」の法的主体(「法人格」)論および「団体」の法的構造論である。「団体」の「法人格」の技術的な構成の多様なありかたが比較法社会学的に議論されているのも注目されるが、ウェーバーの中心的な意図は「団体」が「権利」の担い手として登場するのはどのような社会学的条件のもとにおいてかを解明することにあるように思われる。そこでまずはじめに「団体」の「法人格」観念が形成されるための社会学的条件がどのように解明されているかを検討し、続いて、西欧中世の大陸とりわけドイツにおける「団体」の法的構造とイギリスにおけるそれとがどのように比較検

討されているかを取りあげる。

1 「団体」の「法人格」観念の形成

「団体」それ自体を「権利」の固有の担い手として取り扱うことが法技術的に不可欠となる社会学的条件はなにか。⁽¹⁾これに対するヴェーバーの一般的解答はこうだ。すなわち「一方では、法仲間によってのみ、しかもなんらかの意味で共通の利益のためにのみ、利用・処分されるような、独占的に専有された財産対象が存在しており、しかも、他方で、かかる財産についての法律行為による処分をおこなうことが経済的にも必要になり、したがって自律的な人的諸団体が、一つの政治的アンシュタルトの内部において、秩序ある法発見によって適用される一つの共通の法に服するようになる、という場合である」と。言い換えれば、「団体」が専有する「財産」が「団体」の「法仲間」によって「団体」に帰属される形で処分される経済的必要性があるために、「団体」が「国家アンシュタルト」の「一般法」に服する「権利」主体として登場する場合である。この説明はふたつの条件からなる。ひとつは「団体」が市場共同体において経済的な交換の主体として登場すること、いまひとつはこのような「団体」が法的に独立の「権利」主体として「国家アンシュタルト」によって法的に承認されていることである。そしてこのような「権利」主体の法技術的構成が「法人格」の観念にはかならない。

だがこのような一般的説明からうかがえるのは、市場共同体と「団体」との関連および「国家アンシュタルト」と「団体」との関連だけである。「団体」とその「法仲間」(成員)との関係を含めて、「団体」の「法人格」の観念を支える社会学的条件がもっと具体的に提示されているのはつぎの記述においてである。「(一)さまざまな団体相互間および団体内部における分化と専有の過程が進行し、その結果、一方では、個々人が種々の団体に同時に所属するようになり、他方では、法仲間たち自身の内部関係においても、団体機関および個々の仲間の処分権の範囲が明確なます

論 説
まず合理化の度を高めていく諸規則に服させられるようになってくると、またさらに、「(二) 一方では、個々の仲間
の、他方では、団体仲間全員の外部に対する目的契約が増加し、—これは交換経済の拡大の結果である—、その結果、
各成員や団体機関の行為の効果を明確に定めておくことが要求されるようになってくると、「(三) 団体の問題や、契
約取引および訴訟における団体機関の資格の問題がなんらかの形で表面化せざるをえなくなる。この問題の一つの技
術的な解決が、法人概念の構想であったのである」。(3) ことからみれば、「団体」の問題や訴訟や契約取引における「団
体機関の資格」の問題に対する少なくとも一つ、合理的な解決が「法人」概念であるというのが、ヴェーバーの見解
である。「交換経済」の拡大に伴い、「団体」相互間と「団体」内部における「分化と専有」の過程が進行すると、個
々の仲間の「目的契約」だけでなく「団体仲間」全員の外部に対する「目的契約」が増加する。この最も基礎的な条
件のもとにおいて、一定の対外的行為の効果を「団体仲間」全体に「責任」帰属させることが必要になれば、「団体
仲間」や「団体機関」の処分権の範囲や行為の効果を明確にする必要性が高まるはずである。そうすると、「団体」に
「責任」を帰属させる行為(「団体」行為)の権限を有する「機関」が「団体」の成員から法技術的に区別される形
で構成されねばならなくなる。ヴェーバーによれば、「団体」の「法人格」の概念はこのよう必要性を充たすた
めに「発明」されたひとつの法技術的構成なのである。

この具体的な記述をみるかぎりでは、先にみた一般的な解答と違って「国家アンシュタルト」の「一般法」に服す
るのが「団体」の「法人格」観念の成立する前提条件であるとは述べられていない。おそらく「団体」が「国家アン
シュタルト」の「一般法」に服するのは典型的な場合ではなからうか。より一層基礎的なのは「団体」が交換経済の
なかに取引主体として登場するという事実である。「団体」の「法人格」観念が必要とされるのは成員から法的に分
離された「団体」そのものに(法的責任)を帰属させるためであるとすれば、この目的は「団体」が「アンシュタル

ト」化していない「政治団体」の承認のもとにある場合にも実現されうる。しかも「政治団体」によって内部の「団体」が承認されるという事態も、市場共同体における「団体」の取引主体性という基底的条件に関連づけられているように思われる。したがって、「団体」の「法人格」観念が形成される類型的なケースには、市場共同体において「団体」が有する事実的な「権利」（特権）が「政治団体」（ないしその長）によって承認されるケースから、「国家アンシュタルト」の「一般法」による「授權」のもとで「団体」の「権利」主体性（法人格）が創設されるケースまでが含まれている、ということが出来る。

「団体」の「法人格」観念が形成されたのも、さらにこの観念が發展をみたのも、一般のおよび具体的な社会学的条件によるものであるから、「団体」は古くから「法人格」の観念を必ず伴っていたわけではないのもとより、近代においてもつねに「法人格」を必要とするわけではない。「法人格」の観念が法技術的に無用な場合もあれば、不適當な場合もある。「団体」が、それについて団体の名において契約を締結することが必要になるような財産をもっていないような場合には、常に、法人格の概念は法技術的には無用のものになる。また、その客観的な本性上、参加者の数が狭く限定されており、また時間的にも存続期間が限局されているような組合、例えば若干の商事組合については、法人格は不適當である。このような場合には、個々の成員の法領域と全体の法領域とを完全に分離するということは、信用をそこなうことになるであろう⁽⁴⁾。ここには、資本主義的な信用関心にとってなにが適合的かという観点から「団体」の「法人格」観念が論じられているのがうかがえる。その反面から言えば、「法人格」のない「団体」でも、市場における経済的交換の「権利」主体として登場する場合があります。

「団体」の「法人格」の観念が形成される社会学的条件がそもそもない場合には「団体」に「責任」を帰属させるのはどのような方法によるのだろうか。「ジッペ団体」相互間の交換にみられるように、始源的にも「団体」の外部

との経済的交換や非経済的交換は行われていたのであるから、「団体」の対外的行為の「責任」という問題は当然に存在していたはずである。この問題への解答として強調されているのが「連帯責任」という観念である。「ひとつの団体の構成員は、他の団体の構成員各自の行為について、一したがって、団体の機関行為についても」、他の団体の構成員に連帯責任を負わせる、ということになる⁽⁵⁾。かれの考えによれば、「団体」の外部に対する行為の「責任」が「団体」に帰属されるという意味における「連帯責任」の始源的観念はつぎのようなものであった。すなわち「村仲間・ギルド仲間・マルク仲間の決議、あるいはその他のような集団の決議であっても、その決議に参加しなかった者は、この決議によって拘束されることはないという観念、また団体の外部に対する行為は、それが特別の法的効果をもちうるためには、決議によって達成される意思の統一にもとづいておこなわれねばならないという観念である⁽⁶⁾」。「法仲間」「団体」の「決議」に参加した成員だけがその「決議」に拘束され、しかも「団体」の「決議」に従ってなされた行為のみ「法仲間」「団体」が「責任」を負うべきだとみなされる。始源的な場合には「決議」は「決議」に参加しそれに賛成したひとのみを拘束する」という観念は「決議が拘束力をもつには全会一致が必要である」という観念でもある⁽⁷⁾。しかもヴェーバーによれば、「決議」はもともと「契約」ではなく「啓示」であったから、「決議」によってただ一つの「正しい法」が発見されねばならなかったのである。しかしやがて「正しい法」の発見のための呪術的およびカリスマ的な手段が消滅するに至ると、「多数者が正しい法を証明している」のであり、少数者は多数者によって証明された法に賛同する義務を負う、という観念⁽⁸⁾が成立するに至る。しかも「少数者が多数者に賛同するまでは、多数者の決議はともかくまだ法ではなかった」から、そのような賛同が得られないうちは、何びともこの「決議」に拘束されなかったのである。当初は「決議」は単なる多数決ではなかったのである。各種の「仲間団体」の場合には、「団体」が「仲間」から法的に分離されていないことがわかる。「仲間団体」の全員が「連帯責任」を負うこ

とになるのも、そのためである。

もとより、始源的な「連帯責任」の観念は「法人格」の観念によって完全にとつて代わられるわけではない。「決議」を執行する特定の人々(「機関」)の行為の「責任」を「団体」自体に帰属させるために「法人格」の観念に法技術的な解決を求めるかどうかは、もっぱら社会的条件によるからである。

「団体」の「法人格」の観念が形成された場合には、「団体」はどのように法技術的に構成されているだろうか。「団体」の「権利」主体性の技術的な構成には「自然人」と比べて多様な選択肢がありうるから、「団体」の法技術的構成の仕方はいくつかの点で注目される。

第一に「法人格をもった団体」は「コルポラツィオン」としても構成されうる。この場合には、「確定した範囲の人びとだけが正規の資格をもった構成員としてとり扱われ、管理は法的には彼らによる委任にもとづいておこなわれている」⁽⁹⁾。第二に「法人格をもった団体」は法学的な意味における「アンシュタルト」としても構成されうる。この場合には「法的には団体の機関だけが存在するだけであつて、これらの機関が団体の名において行為する」⁽¹⁰⁾。しかも「成員」は主として成員資格を義務づけられた者として扱われるのであつて、単なる「成員」は「団体」の「行政」(「管理」)に対してなんら影響力をもたない。このように、法学的な意味における「アンシュタルト」には「団体」の「機関」だけが存在し、その「機関」行為の効果が「団体」に帰属される。

「コルポラツィオン」と「アンシュタルト」という二つの法技術的概念はただ単に「法人格をもった団体」として例示されただけではなさそうである。むしろ両概念は対極的な類型として構成されているように思われる。「団体」の「行政」が「団体」成員の「委任」に基づいている場合と「団体」が成員から法的に分離された「機関」だけによつて構成されている場合とが対比されているからである。それだけではない。社会的な意味における「アンシュタルト」

説
ルト」Anstaltと「結社」Verein（世良訳では「社団」という「団体」の二類型が、ここに挙げた「アンシニタルト」と「コルポラツィオン」という法技術的概念をもとにして構成されたのではないかという推測が可能ではなからうか。もっとも『経済と社会』第七章「法社会学」にも用語法上「アンシニタルト」と「結社」（世良訳では「社団」の対比がみられるから、必ずしも断定されえないのであるが。⁽¹¹⁾

この推測が妥当かどうかを考えるひとつの手がかりは、かれが示した法学的な意味における「アンシニタルト」と社会政策的意味における「アンシニタルト」との区別にある。「社会政策的」の意味ははっきりしないが、文脈から言えば「社会学的」と言い換えることができそうである。⁽¹²⁾すでに基礎概念論においてみたように、「社会学的」意味における「アンシニタルト」の本質的な指標は、「団体」の「秩序」が成員に対して合理的に「授与」される点と「団体」への成員の所屬が成員の意思によらずに客観的に定められる点にあった。それに対して、法学的な意味における「アンシニタルト」では、新しい「成員」の加入は既存の「成員」の意思とは無関係に「機関」の判断または「規則」によって行われる。「機関」の構成や正当な権限は「秩序」によって規定されているし、その「規則」は「機関」によって制定されたものである。「アンシニタルト」概念の社会学的な組み換えに際して、その対極をなす「目的結社」Zweckvereinの概念が重要な意味をもったことも容易に想像される。社会学的な意味における「目的結社」はその「秩序」が「成員」全員によって「協定」された「団体」のことである。「機関」の権限もその範囲もそのへ協定秩序によって定められている。この「目的結社」の手がかりになったと思われる法学的な「コルポラツィオン」は、正規の「成員権」者のみから構成された「団体」であり、その「管理」も「成員権」者の「委任」による。この場合にも、「秩序」が「成員権」の範囲や「委任」の範囲などについて規定しているはずである。

「コルポラツィオン」と「アンシニタルト」のほかに、「法人格」の概念が拡張されて「財団」が構成されるこ

ともある。「一つの団体にまで組織化されていないような多数者」にその利用が認められるような経済的財貨に対する処分を可能にするためにも、「法人格」概念が利用されることがある。これが「財団」である。この場合には、法取引においてこのような多数者の利益を独立して代表する資格を与えられた「権利」の担い手が法によって承認されることになる。⁽¹³⁾

「団体」の「法人格」概念は多様な形をとることがわかったが、この概念が最も合理的に構成される場合には「団体」、「機関」および成員の關係はどのように構成されるのだろうか。ヴェーバーによれば、「団体の法人格という考え方を最も合理的に実現すると、団体の法領域を独立のものとして構成して、成員の法領域をこれから完全に分離するという形になる。すなわち、規則によって定められた特定の人だけが、団体に義務を負わせたり権利を取得させたりする法的な資格をもつものとみなされる」。⁽¹⁴⁾ここで「特定の人」というのは「団体」の組織された「行政スタッフ」すなわち「機関」を指している。この「機関」だけが「団体の名において行為する」ことによって、当該「団体」それ自体に権利または義務を帰属させる法的資格をもつことになる。「機関」を構成する人々の私的財産と「団体」の財産とは法的には完全に分離される。個々の成員は「団体」に権利を取得させることも義務を負わせることもできないばかりでなく、「団体」に固有の法的關係も成員の人身や財産に全く影響をおよぼさないことになる。このようにして「団体」に固有の法領域が明確にされることはとりもなさず「成員」の私的な法領域が明確になることを意味している。

ここで注目されるのは、「財団」、「コルポラツィオン」、「アンシユタルト」という法技術的構成の起源が明らかにされていることである。このような起源とその社会学的な機能や支配構造上の意味とは区別されるのもとよりであるが、ここではただこれらの「団体」の法技術的構成の起源とその後の発展をごく簡単に押さえておきたいと思う。

まず「財団」は「宗教的」起源をもつとされる。ローマ法には「財団」概念は構想として知られていなかったから、「財団」を目的とするには、それを「コルポラツィオン財産」として構成するという手段だけが残されていたという。『財団』概念の構想は、實質的にみても純技術的にみても、ほとんどどこにおいても宗教的な事情によって生み出されたものであった。多数の寄付財産が昔から死者の供養や宗教的な功德となるような慈善行為のために、捧げられていた⁽¹⁴⁾からである。したがって、「これらの寄付財産の」法律構成に関心をもっていたのは、主としては、寄付の趣旨に沿う行為の実行を託されていた祭司層であった。それゆえに寄進法〔財団法〕が成立したのは、祭司層が俗権から十分な独立性を取得し、神聖法を發展させたようなところにおいてのみであった⁽¹⁶⁾。なお「中世の世俗的な財団概念は、カノン法が教会的な目的のために財団概念を準備してからのちに、發展し始めたものである⁽¹⁷⁾。こうして中世教会法における宗教的「財団」概念から世俗的「財団」が發展したというのがヴェーバーの分析である。

「コルポラツィオン」はローマ法に由来する。「發展したローマ法にみられる合理的なコルポラツィオン概念は、帝政時代の産物であり、しかも政治的な地方団体法に由来するものであった⁽¹⁸⁾」。それまで主権的であった地方団体（諸都市）は、帝政初期の諸皇帝の勅法に規律されて、その自立性を喪失した結果、政治的「アンシユタルト」としての資格を失ったが、国家のなかで「コルポラツィオン」としての独立性をそのまま存続させていたという。また、合理的な「コルポラツィオン」は「ローマ法と中世法との共同の産物」ともいわれるが、⁽¹⁹⁾両者を媒介したのが「カノン法」である。「カノン法は、とりわけ司教叙任権争いにおける私有教会法への宣戦布告以後は、一つのまとまった教会的なコルポラツィオン法を發展させている。この教会コルポラツィオン法は、教会が社会的にみて必然的にヘルシャフトのかつアンシユタルト的な構造をもっていることの結果、社団や身分制的諸団体のコルポラツィオン法とは不可避的にちがったものにならざるをえなかった。しかし、この教会コルポラツィオン法は、それ自

体、中世における世俗的コルポラツィオン概念の形成に対しても強い影響を与えている⁽²⁰⁾。

ヴェーバーによれば、「アンシニタルト」という法概念はローマ末期の「教会法」に由来する。「アンシニタルト概念の構想は、純法律的にみれば、近代の理論によってはじめて発展させられた。しかし、実質的には、この概念もまた教会起源の概念であり、ローマ末期の教会法に由来している。一方で宗教的權威の担い手をカリスマ的に觀念する考え方と、他方で教団の純粹に自発的な組織と、この二つのものが最終的に後退し、司教の官職官僚制が強化され、また、司教が今や教会財産権の管理についての法技術的な正當化をも獲得しようと努力するようになると、そこにはアンシニタルト概念がなんらかの仕方で成立してこざるをえなかったのである⁽²¹⁾。要するに、「教会」が最初の「アンシニタルト」であったが、近代法理論では「国家」が「アンシニタルト」として発展させられることになった。しかも「国家アンシニタルト」は、「コルポラツィオン」として構成されえない「団体」を生み出すことになる。「近代的なアンシニタルト的国家行政に伴う本質的に行政技術的な諸要求は、きわめて多数の公の諸経営—学校、救貧施設、国立銀行、保健施設、貯蓄銀行等—を法技術的に「国家とは独立の法人として」生み出すことになった。これらの諸経営には、成員も成員権も存在せず、他律的で他首的な機関があるだけだから、それらを『コルポラツィオン』として構成することは不可能であり、したがって『アンシニタルト』という独立の法概念が構想されることになったのである⁽²²⁾。近代においては「国家アンシニタルト」から独立した「アンシニタルト」概念が法技術的に生みだされることになったのである。

最後に言及しておきたいのは、ヴェーバーが「国家」以外の「団体」一般の「法人格」だけでなく、「国家アンシニタルト」の民事法的な「法人格」をも取り上げていることである。かれによれば「国家アンシニタルト」が民事法的な「法人格」として取り扱われることはつぎのことを意味する。すなわち「国家的支配の諸機関の法領域が、個人

説 としてのこれらの諸機関に帰属する請求権や義務から成る個人的な法領域と、財産法的諸関係が一つの特別複合体―
アンシニタルト財産―に帰属する官職的な法領域とに分けられるということ、しかもさらに、国家機関が官職として
活動する領域も、これまた支配的な関係の領域と私法的な関係の領域とに分けられるということ、そして最後にあげ
たもっぱら財産法的な領域において、私的取引の法の一般的な諸原則が適用されるということ、を意味している。こ
の場合、国家にこのように法人格を認めるということは、通常の場合、国家が通常の訴訟において、私人と対等の訴
訟の相手として、能動のおよび受動的に提訴し提訴される資格をもつ、という帰結を伴う」と。(23)

「法人格」の観念が最も合理的に実現された場合のひとつである」と解される。というよりも「団体」の「法人格」観
念が最も合理的に実現された「理念型」が「国家アンシニタルト」であったと言ったほうが正確であろう。ただヴ
エーバーによれば、訴訟当事者資格の問題は「法的に言う」と、それ自体としては法人格の問題とは関係ない問題⁽²⁴⁾で
ある。というのは、「法人格」を有しない多くの「合手的組織」にも訴訟当事者能力が与えられているのが常だから
である。⁽²⁵⁾ そうは言っても、かれによれば、「法人格」の問題は訴訟当事者資格の問題と密接に関連して現われてく
る。⁽²⁶⁾ ここにも、「法人格」の観念を支える社会学的条件を過度に一般化することに対して慎重な態度がみられる。な
お、かれが「法社会学」ではもっぱら「国家アンシニタルト」の「法人格」の民事法的局面のみを論じている点にも
われわれの言う〈問題的限定〉が見られるのもちろんである。

以上、われわれは「団体」の「法人格」の観念についてのヴェーバーの見解をできるだけ忠実に辿ってきた。「団
体」が「法人格」観念を必要とする社会学的条件が探求されていただけではない。この観念の社会学的必要性との関
連において「団体」の法技術的構成の選択性や多様性も、それらが資本主義的信用関心に対して有する適合性⁽²⁷⁾も論じ
られていた。さらには、「財団」、「コルポラツィオン」、「アンシニタルト」という三つの概念の起源ないし由来が

法技術的次元で明らかにされてもいた。総じて言えば、「団体」の構造は市場共同体における「権利」主体性と政治団体によるその承認という社会的条件に規定されながらも、あくまで内部関係についてはもっぱら法技術的に論じられていたことがあらためて想起される。およそ「団体」の「倫理的」性格などには言及されていなかったのは明らかである。そして「団体」の「法人格」の概念は「団体」の「権利」主体性を確保するための法技術であり、「団体」自体への「責任」帰属を可能にするための法技術以上でも以下でもないというのが、ヴェーバーの明瞭な方法的態度であった。「団体」をどのような意味においても「実体化」することを拒否しようという〈方法意識〉は「団体」の「法人格」論のなかにも明瞭に貫かれているのである。

注

(1) ヴェーバー「法社会学」に関する従来の研究のなかでは、ヴェーバーの「団体」論なかならず「団体」の法的構造論はそれほど本格的に検討されてきていないように思われる。これまで「団体」概念が論じられたのは主として基礎概念論においてであるか、「政治団体」論ないし「共同態」論としてであった。またヴェーバーの「法人格」概念の社会的な意味についてもあまり検討されてきていない。

社会的な意味において「法人格」概念を扱うには、川島武宜氏の「法人格」論とくに「企業の法人格」(『川島武宜著作集 第六巻 法律学2』所収)という論文が参考になる。氏の「法人格」論の意図は、「法人」なるものの社会的実体とその法技術的構成とを明確に区別することにより、ギールケにもみられた「素朴な社会学主義」を排するとともに、法技術の相対的独自性を確立することにあつた。「解題」(『同書』三四五頁参照)。氏もヴェーバーの「法人格」の社会的考察をふまえているのがうかがえる。「解題」(『同書』五〇頁)。それに対比していえば、ヴェーバーによる「団体」の「法人格」論の重点は「法人格」という法技術の考察にはなく、「法人格」概念を必要とする社会的実体に置かれている。なお、エールリッヒ著(川島武宜・三藤正訳)『権利能力論』(岩波書店)も参考になる。川島氏がこの訳書の「解説」で述べられているように、「人間個人の権利能力」に関するエールリッヒの法社会学的分析は「法人」の法的人格に関する法律学的研究にも示唆的である。というのは「権利能力論」は「権利能力」という法技術的概念の基礎ないし前提になっている事実

(とくに経済的基礎)を探求しているからである。

「団体」と「法」との歴史的なかわりを研究することがどのような現代的な意義を有するかについては、村上淳「団体と団体法の歴史」『基本法学2 団体』(岩波書店、一九八三年)三頁—二九頁参照。「団体」の「人格」を「倫理的な人格」ととらえる伝統的発想から「団体」の「法人格」の脱倫理的な法技術的概念への変容を辿った村上淳「ドイツ市民法史」第二章「結社と自律」も教えられることが多い。「団体」の法技術的な類型化としては、さしあたり森泉章「団体に關する法技術」『基本法学2 団体』三二頁—六七頁) 参照。

- (2) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Fünfte Revidierte Auflage, 1976 (以下 W. u. G. と略す), S. 423 (世良訳『法社会学』(以下世良訳を略す) 二〇三頁)。
- (3) A. a. O., S. 424 (世良訳 二〇一頁)。
- (4) *Vgl. a. a. O.*, S. 423 (世良訳 二〇五頁—二〇六頁)。
- (5) A. a. O., S. 423 (世良訳 二〇一頁)。
- (6) A. a. O., S. 423 (世良訳 二〇二頁)。なお、ここでは「仲間団体」(ゲノッセンシャフト)が問題とされているのであるが、これにも「平等な秩序」によるものと「上下的秩序」によるものがあることについては、さしあたりミッタース(世良訳『ドイツ私法概説』(創文社、昭和三六年)八三頁以下参照。ミッタースは、「責任」帰属につき、「平等な秩序」に基づく場合には「全員が一人のために」責任を負うのに対して、「上下的秩序」に基づく場合には「一人が全員のために」責任を負う、と対比している(『同書』八四頁)。もっとも、ウェーバー自身は「仲間団体」のこのような類型化を提示していない。
- (7) Max Weber, *a. a. O.*, S. 423 (世良訳 二〇二頁)。
- (8) A. a. O., S. 423 (世良訳 二〇二頁)。このような「決議」論をふまえながら、ウェーバーは「客観的法の創造としての法定立」を意味する「決議」と「主観的権利の創造としての契約」との区別が、流動的であったとはいえず、初期の時代の觀念のなかにともかくも知られていたことを指摘している[Vgl. *a. a. O.*, S. 423 (世良訳 二〇三頁)]。
- (9) A. a. O., S. 425 (世良訳 二〇五頁)。なお、ウェーバーによれば、「構成員の範囲は、原則としては、純私法的な権利承継によってか、あるいは一定の合議機關の決議によってのみ拡張される」[*a. a. O.*, S. 425 (世良訳 二〇五頁)]。

(10) A. a. O. S. 425 (世良訳、二〇五頁)。

(11) 「アンシュタルト」と「結社」の社会学の意味については、さしあたり拙稿「マックス・ヴェーバーの社会学理論における『法秩序』の位置(三)」（熊本法学」第四十八号）四五頁―四六頁参照。ここであらためて、「法社会学」のなかで使用される「団体」概念は用語法上『基礎概念』のそれとはなく『理解社会学』のカテゴリーのそれと連続的である点が想起されるべきである。

『カテゴリー』と『基礎概念』とは「団体」概念はどのように相違しているだろうか。すでにわれわれは『基礎概念』と『カテゴリー』では基礎概念の用語法が異なること、および『法社会学』の用語法は『カテゴリー』のそれと連続していることを指摘したが、その具体的な例のひとつが「団体」概念である。『カテゴリー』では、「アンシュタルト」と「団体」とが「共同態」の二類型として対比されていた。「団体」とは「家共同態」や「家産制的」政治組織体や宗教的ゲマインデなどを純粹型とする「諒解共同態」である。「団体」行為の一部が合理的に規律されたものが「アンシュタルト」である。すでにみたように、『カテゴリー』では「ゲゼルシャフト関係（行為）」と「諒解関係（行為）」の区別も、「アンシュタルト（行為）」と「団体（行為）」の区別も、「合理的」な入制定秩序√と入諒解秩序√との区別によるものである。『カテゴリー』にも確かに「アンシュタルト」と「目的結社」との類型的区別がある。しかも両者は「合理的に制定された秩序」を有する点では共通であるが、前者の大部分の「秩序」は「授与」され、後者のそれは「協定」される点で違っている。もっと基本的な違いは「目的結社」が「自由意思」によるのに対して、「アンシュタルト」は「所屬者の意思表示とは無関係に客観的な諸事実を基礎にした所屬」による点にある。よくみると、『カテゴリー』では「目的結社」は「ゲゼルシャフト関係」の理念型として構成されており、そもそも「団体」概念には含まれていないのである。むしろ入諒解秩序√を有する「団体」概念は「目的合理的」な入制定秩序√を有する「目的結社」と対置されているのである。

これに対して、『基礎概念』の「団体」概念には「アンシュタルト」と「目的結社」とが対極類型として含まれている。それによって『基礎概念』では「団体」と「社会関係」との概念的な水準の違いが『カテゴリー』に比べてより一層明確になったことは疑いない。「団体」概念は「社会関係」が「秩序」によって対外的に閉鎖され、その「秩序」維持が、「秩序」の実施をめざす「指導者」または「行政スタッフ」によって保障されている場合を意味している。しかもこの「社会関係」が「ゲマインシャフト関係」であるか「ゲゼルシャフト関係」であるかは問われない。この点では、『カテゴリー』の「団

「概念が「諒解関係」に限定されていたのと基本的に違っている。「団体」の概念的指標は、固有の「秩序」があることと、その「秩序」の実施をめざす「指導者」または「行政スタッフ」が存在していることであるから、「秩序」が「合理的」な「制定秩序」かそれとも「諒解秩序」かを問わない水準に、「団体」概念が構成されているのである。「基礎概念」では、さらに「団体」概念は二つに類型化されている。すなわち「ゲゼルシャフト関係」の「制定秩序」が「全構成員の自由かつ自発的な協定」によって成立する「結社」と、「授与」と「服従」によって成立する「アンシュタルト」である。いずれも「合理的に制定された秩序」を有する「団体」の低位概念である。「団体」の水準でも「秩序」の制定が「合理的」であるかどうかだけではなく、どのように「合理的」であるかが論じられているのである。ただ「基礎概念」には「合理的に制定された秩序」のない「団体」の類型化はなされていない。ただ、「社会関係」の水準で「ゲマインシャフト関係」の諸類型が例示されるにとどまっている。このように『カテゴリー』から「基礎概念」に至る過程で「団体」概念は基本的に組み換えられていることがわかる。

「法社会学」のなかでは「結社」(世良訳では「社団」であるが、以下「結社」と訳する) *Verein* 概念はどのように用いられているか。『カテゴリー』では「目的結社」は用語法上「団体」概念に含まれていなかったが、「法社会学」ではどうか。「アンシュタルト」と「結社」はどのような関係に置かれているか。「団体」の機関の構造が「統治権力」として構成されている場合について、「アンシュタルト」的性格の強い場合と「結社」的性格の強い場合とが対比され、イギリスでは「コルポラツィオン」は本質的に「アンシュタルト」的性格を保持しており、「結社」的性格をもっていなかったという。だがそれ以上に「アンシュタルト」と「結社」が「団体」の低位類型として構成されていない点では、「法社会学」と『カテゴリー』とは共通である。さらに、「コルポラツィオン」化されていない「結社」という用語法からみても、「結社」は「コルポラツィオン」よりも広い概念である。「結社」は「団体」であるようにもみえるが、「団体」よりももっと広い概念のようにもみえる。「結社」が「団体」であるかどうかは固有の「制定秩序」とその実施を担当する「行政スタッフ」がいるかどうかによるであろう。しかも「結社」は「目的結社」に限られない。最古のローマの「結社」はすべて「兄弟分関係」だったという分析に照らしても、「結社」は「基礎概念」におけるように「合理的に制定された秩序」を有する「団体」とは限らない。このようにみると、『基礎概念』の用語法をそのまま「法社会学」における「団体」概念の解説のために採用するわけにはいかないのは明瞭である。それでは『カテゴリー』の用語法はそのまま「法社会学」の基礎概念の解説

に使用されるか。たとえば「結社」概念はどうか。『カテゴリー』では「目的結社」概念が用いられ、『基礎概念』では「目的結社」と同じ意味で「結社」概念が用いられているのに対して、「法社会学」における「結社」概念はもっと広い意味を有する。「法社会学」でも「目的結社」ないし「目的団体」は「合理的計画的に制定された秩序」をもつ「団体」を指しているから、「法社会学」の用語法は基本的には「カテゴリー」と連続しているといつてよい。しかしもっと厳密に言うためには、「法社会学」の基礎概念の用語法を内在的に検討する必要があるであろう。

なお『カテゴリー』と『基礎概念』における基礎概念とくに「団体」概念の変更については、折原浩『マックス・ヴェーバー基礎研究序説』（未來社、一九八八年）とくに八二頁―八七頁参照。折原氏によって「法社会学」と『カテゴリー』との用語法上の連続性が考証されているのも参考になる。

- (12) この点については、すでに世良氏が訳注のなかで触れている（世良訳、二五〇頁、注（五八）参照）。名和田氏も、社会学上の構成概念たる「アンシュタルト」は法学上の「アンシュタルト」概念を素材として構成されたものであると指摘している。さらに氏はヴェーバーの「アンシュタルト」概念の理解はギールケに負うところが大きいのではないかと示唆しながら、その論証の一端を示している（名和田是彦「マックス・ヴェーバー法理論研究序説（二）」『社会科学研究』第三七巻第二号）一〇八頁）。これは今後のヴェーバー研究の重要な課題のひとつだと思われる。

- (13) Max Weber, a. a. O., S. 425（世良訳、二〇四頁―二〇五頁）。

- (14) A. a. O., S. 424（世良訳、二〇四頁）。

- (15) ヴェーバーは「アンシュタルト」と「財団」と「コルポラティブ・オーン」を区別するに際して、ギールケの「団体」論を意識していることがうかがえる。ヴェーバーは、ギールケが「アンシュタルト」かどうかを判断する決定的な指標を「自首的」か「他首的」かに求めたことに反証するために、「教会」が「自首的」な「アンシュタルト」であるという事実を挙げているのが注目される（A. a. O., S. 425（世良訳、二〇五頁））。ヴェーバーの用語法によれば、「自首的」とは「団体」の指揮者と「行政スタッフ」が「団体」の「秩序」に従って任命されることであり、「他首的」とは「団体」の指揮者と「行政スタッフ」とが「団体」外部の者によって任命されることである。

- (16) A. a. O., S. 428（世良訳、二二四頁）。ヴェーバーはニシントをその例として挙げている。

- (17) A. a. O., S. 428（世良訳、二二五頁）。

- (18) A. a. O., S. 429 (世良訳、二一六頁)。
 (19) A. a. O., S. 437 (世良訳、二三四頁)。
 (20) A. a. O., S. 429 (世良訳、二一五頁—二一六頁)。
 (21) A. a. O., S. 249 (世良訳、二一五頁)。
 (22) A. a. O., S. 249 (世良訳、二一六頁)。
 (23) A. a. O., S. 426—427 (世良訳、二〇九頁)。
 (24) A. a. O., S. 427 (世良訳、二〇九頁)。
 (25) ここでいわれる「合手的組織」とは「家共同体の連帯責任に由来する」とされた組織である。ヴェーバーはこれを資本主義的な信用関心に適合的な形式として取り上げている。この「合手制」では「全成員が全員共同の法的行為をおこなってはじめて全体を代表しうるものとされたか、あるいは各成員または若干の成員または一成員が全員の名において行為することによって全体を代表する資格を認められ、また、全員が彼らの一身と財産とをもって責に任じたのである」〔A. a. O., S. 425 (世良訳、二〇六頁)〕。
 (26) A. a. O., S. 427 (世良訳、二一〇頁)。

2 「団体」の法的構成の比較

ヴェーバーは「権利」の担い手としての「団体」のあり方がどのように構成されているかをいわずば比較法社会学的に解明している。「団体」の構造を基本的に規定しているのは〈法技術的〉要因というよりもむしろ〈政治構造〉的要因であることを例証するために、かれはとくに中世におけるドイツとイギリスの「団体」の法的構造の比較を試みている。まず注目されるのはつぎの指摘である。「中世においては、家から都市ゲマインデにいたるまで、これらの組織は形式的な訴訟能力と財産能力とをもっていた点では法技術的に共通であったが、全体と個人との関係のあり方という点では、きわめて多種多様な類型の規律を受けていた⁽¹⁾」。このように、かれは中世の諸「団体」の法技術的な

共通性を「形式的な訴訟能力と財産能力」を有する点にみながら、それらの「団体」の類型的な違いを「団体」における「全体と個人との関係」の秩序づけられ方の違い——とくに「団体」の「機関」の法技術的構成の違い——にみている。「全体〔団体〕の機関の構造」は明確に限定された諸「権利」からなる「特権」として構成されることもあれば、「客観的規範」によって制限されているが、その範囲内においては自由による手段を選択しうるような「統治権力」として構成されることもある。後者の場合にも、「結社」（世良訳では「社団」）の性格が強いこともあれば「アンシュタルト」⁽²⁾の性格が強いこともある。

このような一般論をふまえながらも、かれの主要な関心は中世の大陸とりわけドイツとイギリスとにおける「団体」の法的構造の決定的な違いに向けられている。そのなかでもとくに重視されたのは〈団体法〉のいわゆるゲルマン的形式、すなわち「ゲノッセンシャフト」の諸形式がイギリス法には欠如していた、という事実である。⁽³⁾「ノルマン征服以来のイギリス法は、ギールケの用語法の意味におけるゲノッセンシャフトなるものを、そもそもまったく知らなかった。また、イギリス法が大陸風のケルベルンシャフト概念を發展させたのは、ようやく近世に入ってからのものである。イギリス法は、ドイツ中世には自明であったような意味と範囲とにおいては、団体の自律も知らなかったし——知られていたのは自律の萌芽のみである——、また他方で、規範によって一般的に規律された団体法人格なるものを知らなかった。ギールケのゲノッセンシャフト理論はメイトランドと彼ののちにはハチェックが指摘したように、イギリス法の領域においては、妥当する場所をほとんどもっていなかったのである。⁽⁴⁾」

そうだとすれば、イギリス法では「団体」はどのように法的に構成されていたかが問われねばならないであろう。というのは、たとえドイツ中世に特有の「団体」の「自律」がなかったとしても、イギリスにも「団体」自体はあったからである。まず第一にヴェーバーは「コーポレーション・ソウル〔単独法人〕の理論」がイギリスの法律学に、

国家や地方自治体の行政を「法人格」として取り扱うことを可能にした、と指摘しているのが注目される。⁽⁵⁾「国王は一七世紀に入ってまで、コーポレイション・ソウルとみなされていた」ばかりではない。「今日でも、あらゆる権利義務の担い手とみなされているのは、国家でも国庫でもなく国王である」のは「ローマ法的な影響を受けたドイツ的なコルポラツィオン概念が昔のイギリスには欠如していたこと」の結果であり、また「カノン法」の影響の結果でもある。⁽⁶⁾イギリスでも近世に入って「コルポラツィオン」概念が成立したが、この概念は本質的に「アンシュタルト」的性格を保持しており、「社團」的性格をもっていなかった。⁽⁷⁾「ローマ的なコルポラツィオン概念」ないし「ローマ法的な影響を受けたドイツ的なコルポラツィオン概念」が欠如していたがゆえに、「イギリスにおいては、さしあたりは教会のアンシュタルトだけがカノン法によって実効的なコルポラツィオン権をもち、イギリスのすべての諸団体には、教会アンシュタルトと同様な性格を押しつけられ、そのような性格を受けとるという傾向が、さしあたり内在することになったわけである」。⁽⁸⁾確かにイギリスの「団体」には「ドイツ的なゲノッセンシャフト」の社会的実体もドイツ的な法技術も欠如していたとしても、「団体」の社会学的実体そのものが欠如していたわけではなかったからこそ、イギリス的な「団体」の実体に適合した法技術的構成はどのようなものであったかという疑問が生じたのであるが、これに答えるにはイギリス法に特有のもうひとつの法技術が想起されねばならない。

ヴェーバーによれば、大陸的な「コルポラツィオン」概念の代用物をなしたのは「信託」という法技術的構成であった。⁽⁹⁾これは一定の「権利」が一定の受益者あるいは公衆一般のために、特定の人々や官職保有者に「信託」されているとみる。「信託」という法技術的概念を用いながら「団体」の特定の人々や官職保有者に「責任」が法的に帰属されたのである。イギリスに「コルポラツィオン」概念が成立した後も、「信託」概念は「コルポラツィオン」として構成されえないような諸々の「アンシュタルト」のために利用され続けているという。このように「信託」は

「法人」と同様の効果を達成するための法技術として広範に利用されることになったのである。⁽¹⁰⁾

それでは、イギリスとドイツにおける以上に述べたような「団体」の法的構造の違いを規定した原因はなにか。ヴェーバーはいう。「この二つの発展の相違は、基本的には、一方には強力な国王の中央権力とフランタジネット朝およびその後継者の技術的な行政手段とがあり、他方ドイツにおいては強力な政治的中央権力が欠如していたということによって、招来されたものである⁽¹¹⁾」と。「団体」の法的構造の違いは主としてこのような「政治的諸事情」に由来するものであって、「一般的にみて、団体の法的構造の発展が、主として経済的な条件によって規定されてきたというわけではない⁽¹²⁾」。ヴェーバーがこう言ったからといって、経済的な条件の基礎的な重要性を否定したり軽視したりする趣旨ではないというのがわれわれの理解である。かれはただ「団体」の法的構造を直接に規定しているのは基本的に〈政治構造〉的条件であることを強調しているのである。

一 団体制度の国家化ということが、国民的なイギリス法史の発端において、厳格に家産制的中央行政の結果、その頂点に達しており、そこからしだいに緩和されてきたのであった。これに対して、大陸法史にとっては、近世の官僚制的な君主国家がようやく、コルポラツィオンの伝来的な独立性を破砕し、地方団体・ツンフト・ギルド・マルク共同体・教会・その他考えうるあらゆる種類の社団を、国家の監督に服させ、これらを認可し・規整し・統制し、任かされていないあらゆる権利を破棄し、かくしてレジストたちの次のような理論が実務を支配することをそもそもはじめて可能にしたのである。すなわち、あらゆる団体形成は、君主の活動によってのみ独立の全体権と法人格とを有しうる、という理論である⁽¹³⁾。「国家」の「家産制的」統制のもとにあった「団体」が次第に「特権」による「自律」を獲得していくイギリスの過程が、近世の「君主国家」が多様な「結社」の「自律」を次第に国家的に統制していくドイツの過程と典型的に対比されていることがわかる。ここからだけでも、ヴェーバーが「国家」とその内部の「団

説 体」との関連―なかんずく「団体」の「自律」の在り方―をきわめて重要視していることがわかる。

論

さらにフランス革命が永続的な影響を与えた地域においては、その影響は「単にいつさいのコレボラツィオン形成を破壊したというだけではなく、きわめて狭く限定された目的のために明示的に認可されたものを除いて、あらゆる種類の社団形成をも、また社団の自律一般をも破壊してしまつた」⁽¹⁴⁾。これはドイツともイギリスとも違つた事情である。それに比べると、イギリスの「コレボラツィオン」概念は、フランス革命にみられるような過去との断絶を体験したことがないという。イギリス法では継続して「コレボラツィオン」概念は固有の「法人格」をもつ「権利」主体として認められていなかったということになる。ローマ法を援用することによつて、「コレボラツィオン」の財産と私的財産との眞の分離を行つたのはブラックストーンがはじめてであつた、というヴェーバーの指摘が注目される⁽¹⁵⁾。

ところで、ヴェーバーの「法社会学」から取り出せるのは「団体」についてのドイツ法とイギリス法との比較だけではない。もっと広範囲にわたる比較法的考察が提示されているのである。ロシア法やオリエント法は、強制団体の、とりわけ村落ゲマインデのライトウルギー的集団責任とこれに対応する集团的権利とを知っているばかりではない。これらの法は多くの場合、家族共同体の「連帯責任」を、そしてしばしば「兄弟契約」によつて作られた家族類似の労働共同体の「連帯責任」をも知っている。だが、ロシア法やオリエント法には、「西欧中世にみられるような分化したゲノッセンシャフト法」は未知のままであつたし、合理的な「コレボラツィオン」概念も知られていなかった⁽¹⁶⁾。中国法にも、私人としての皇帝から独立した「国家」概念も私的「コレボラツィオン」法も「社団」法も存在しなかつた。ヴェーバーによれば、その理由は「ジッペがひきつづき重要な意味をもちつづけ、経済的な組合関係の形成も主としてジッペ内部でおこなわれていること、政治的家産制によつて自律的なコレボラツィオン形成が阻止され

たこと、自立的な資本が投入されたのが財政的な利得チャンスとそのほかには商業のみであったこと⁽¹⁷⁾にある。そしてなによりも、西欧中世が中国とちがった経過をたどった原因は「さしあたり、またとりわけ、家産制が西欧においては身分制的な性格をもち、家長制的な性格をもたなかったということにある」⁽¹⁸⁾。西欧中世の家産制が「身分制的」性格を有したのは、「基本的には政治的事情、とりわけ軍事のおよび国家経済的な事情」に由来しているが、「裁判のディンクゲノッセンシャフト的な形式が発展し維持されたという事情」もこれに加わることはすでにみたとおりである。ヴェーバーの結論はこうだ。すなわち「ドイツ中世のゲノッセンシャフト制度の豊富さは、高度に個性的な・しかも主としては純粹に政治的な運命の所産であり、過去においても現在においても世界に例のない現象である」と⁽¹⁹⁾。

このようにドイツ中世におけるゲノッセンシャフト法は西欧内部に限らず、広く比較法的にみても特徴的な法として位置づけられている。しかしドイツでもゲノッセンシャフト法がいつまでも存続していくわけではない。その存続を規定するのは〈政治構造〉的要因である。「政治権力と荘園領主の権力が行政装置を作り出すのに成功して仲間裁判なしですますことができるようになるやいなや、ゲノッセンシャフト的な自律とゲノッセンシャフト法そのものが急に衰退していった」⁽²⁰⁾のである。

以上に見たように、ヴェーバーはとくにドイツ中世における「ゲノッセンシャフト」制度の豊富さの比較法的な特徴に注目しているとはいえ、それだけを強調しようとしているわけではない。かれは「法」についての通俗化された経済決定論的な説明を排除しようとするあまり、しばしば「法」や「法発展」に対する経済的要因を過大評価しないように戒めている。しかしその反面では、「団体」の法的構造を規定する社会学的条件のうちでも経済的要因の重要性は決して否定されていないどころか、「団体」が「権利」の担い手として登場するという現象の最も基礎的な規定要因は資本主義的な交換経済である、という認識がヴェーバーにはあったように思われる。というのは、かれの考え

によれば、「目的契約」を通して「団体」が自己の専有する「財産」を市場で処分する経済的必要性がそもそもなければ、「団体」は「権利」主体として市場に登場することはないからである。その事実をふまえながら、ウェーバーが強調したのは、資本主義的な市場経済に機能的に適合した「団体」の「権利」主体性がどのように法的に構成されるかは主要には〈政治構造〉的要因によって、より直接的には〈法技術的〉要因によって規定されているという事実である。かれは「団体」の法的構造ないし法技術的構成までが経済的要因によって直接規定されているわけではないことを、〈団体法〉の比較検討によって明らかにしているのである。

最後に、ひとつの問いが思い浮かぶ。「法社会学」のなかで近代法ではなく中世法と近世法の考察に相当の重きが置かれた理由はなにか、という問いがそれだ。第一に考えられるのは、ローマ法や教会法に起源を有する「団体」の法技術的概念を組み入れた西欧中世法がどのように近代法へと発展していくかを問いたいという意図がウェーバーにあったことである。かれが『経済と社会』の第七章「法社会学」において経済的に重要な法に限定しながら「経済」と「法」との関係を問うときには、少なくとも経済的な要因によって直接説明されえない「法」に固有の発展―「法発展」の「固有法則性」―を明らかにしようという〈方法意識〉があったことは疑いない。一方には、西欧中世の大陸とくにドイツとイギリスの〈団体法〉はそれぞれ異質な「法技術」的構成をまもっているだけでなく、その異質さは近代においても依然として存在しているという事実がある。他方には、ドイツにおいてもイギリスにおいても本質的に同じ合理的資本主義が発達をみているという事実がある。ウェーバーは、これら二つの事実を意味解釈的におよび因果説明的に関連づけること⁽²²⁾によって、合理的資本主義と「法秩序」とくに〈団体法〉とを関連づけるための基礎的な資料を得ようとしている。これは合理的資本主義がどの程度「法」を因果的に規定しているかを確認する資料にもなるはずである。⁽²³⁾そうしてヴェーバーによれば、経済的要因によって説明されえない「法」構造および「法発展」を

解明するために、〈政治構造〉的要因と〈法技術的〉要因を丁寧に探求しようと試みたといつてよい。このように、ヴェーバーは「法」に固有の発展を明らかにしようとしているが、それだけではない。第二に、ドイツとイギリスの中世法からのそれぞれの発展を比較検討しながら、いわば多元的な「法発展」の可能性があるかどうかを探ろうという方法的意図がヴェーバーにあったことも考えられる。かれはドイツとイギリスの近代法が「法発展」において一元的に収斂するものとは必ずしも考えていないことからみれば、多元的な「法発展」を構想しているとは言えなくとも、少なくともそれを構想しうるかどうかを検証しようとしていると解釈する余地はある。ただヴェーバーは将来の「法発展」の予測にはきわめて慎重であるから、即断は避けねばならない。この点を明らかにするためには、「法発展」の理論を検討することが不可欠である。

注

- (1) Max Weber, *W. u. G.*, S. 431 (世良訳、二二二頁)。
- (2) A. a. O., S. 431 (世良訳、二二二頁—二二三頁)。なお、「アンシュタルト」と「結社」の対比と「結社」の社会的意味については、さしあたり本拙稿一四二頁以下(注)の(11)を参照。
- (3) A. a. O., S. 433 (世良訳、二二六頁)。
- (4) A. a. O., S. 433 (世良訳、二二五頁—二二六頁)。
- (5) A. a. O., S. 433 (世良訳、二二六頁)。
- (6) A. a. O., S. 433 (世良訳、二二六頁)。
- (7) A. a. O., S. 431 (世良訳、二二六頁—二二七頁)。
- (8) A. a. O., S. 433 (世良訳、二二六頁)。
- (9) 「信託」については、メイトランド(森泉章監訳)『信託と法人』(日本評論社、一九八八年)を参照。この論文には、「信託」が非法人団体や「目的財産」に利用されて法人格付与の代用機能を果たしたことが説かれている。おそらくヴェーバー

もマイトランドが一九〇四年にドイツの雑誌に掲載したこの論文を読んだのではないかと推測される。

- (10) Max Weber, a. a. O., S. 434 (世良訳、二二八頁)。
- (11) A. a. O., S. 434 (世良訳、二二七頁)。なお、石尾芳久氏は「西欧中世における政治的中央集権の欠如ということとはむしろ積極的に封建制支配として把握されなければならない」と指摘しているのは妥当である。いわゆる「欠如」理論は対象そのものを構造的に明らかにすることがないからである。イギリスの政治的中央集権の強化も「封建制支配」を逸脱して「家産官僚制支配」に転化するものではなかったという指摘も重要である。さらに「封建制支配」と裁判の裁判集會民的形式が「団体の自治・法人格の法上の意味における成立の基本的条件」であるという解釈も注目される(石尾芳久「マックス・ウェーバーの法社会学」(法律文化社、一九七一年)六二頁―七二頁参照)。われわれは「団体」の「法人格」の観念を成立させる基礎的な条件を、より一般的に、市場共同体における「団体」の事実的な「権利」(特権)・主体性の成立と「政治団体」によるその承認とに求めたいと思うが、このことは氏の解釈と必ずしも矛盾するわけではないと思われる。
- (12) A. a. O., S. 433 (世良訳、二二五頁)。さらにウェーバーは続ける。「このことについては、まず第一に、イギリスの発展が、中世において、また近世に入ってからでもなお、大陸における発展と鋭い対立をなしているということが、すでにその証明を与えている」と。これは「法発展」の理論にも関わる記述である。
- (13) A. a. O., S. 435 (世良訳、二三一頁)。
- (14) A. a. O., S. 435 (世良訳、二三一頁)。このような破壊をもたらした要因としてウェーバーが挙げているのは、①あらゆる急進的な民主制に典型的にみられる政治的諸理由、②自然法理論にもとづく諸観念、③経済的要因に淵源する市民的な諸動機(の三つである[A. a. O., S. 435 (世良訳、二三二頁)]。)
- (15) A. a. O., S. 233 (世良訳、二三三頁)。
- (16) A. a. O., S. 437 (世良訳、二三四頁)。
- (17) A. a. O., S. 438 (世良訳、二三六頁)。ウェーバーは西欧との対比において中国における「ジッペ」の重要性を強調しているが、中国社会と法の関係については、名和田是彦、前掲論文(一)、四九頁、五五頁を参照。なお、「合理的法」と「合理的国家」は西欧の基盤においてのみ成立したというウェーバーのテーゼを検討するために、中国法とローマ法を比較したものが、Vgl. Stefan Breuer, Imperium und Rechtsordnung in China und Rom in: S. Breuer/Il. Treiber

- (Hrsg.), Zur Rechtssoziologie Max Webers, 1984, S. 69—111.
- (18) Max Weber, a. a. O., S. 438 (世良訳、二二三—二六頁)。西欧法と中国法との比較は現在でも極めて魅力あるテーマであり続けられているが、最近の試みとして注目されるのは、R. M. Unger, Law in Modern Society, 1976, pp. 86—109, である。このフンガーの中国法論を検討したものととして、石川英昭「R・フンガーの中国古代礼法論」、『鹿児島大学法学論集』第二二巻第二号)が参考になる。
- (19) A. a. O., S. 438 (世良訳、二二三—二六頁)。イギリスはどうであったかといえは、ヴェーバーによれば、「強力な家産制的権力」[王権]に属する国王裁判所が州・地方自治等々の古いディングゲノッセンシャフト的な裁判]を駆逐したので、「ゲノッセンシャフト法」の発展も起らなかったという[A. a. O., S. 439 (世良訳、二三八頁)]。
- (20) A. a. O., S. 437 (世良訳、二三四頁)。
- (21) A. a. O., S. 438 (世良訳、二三八頁—二三九頁)。
- (22) ヴェーバーの「理解社会学」における「解釈的理解」と「因果的説明」の意味について本格的に検討したものととして、中野俊男『マックス・ヴェーバーと現代』(三一書房、一九八三年)第一章が重要である。不十分ではあるが、拙稿「マックス・ヴェーバーの『理解社会学』についての覚書——『法秩序』論のための予備作業として——」(『熊本法学』第三〇号、一九八一年)も参照。
- (23) ヴェーバーの「法社会学」における合理的資本主義と近代法との関連およびそこから派生する「イギリス問題」に取り組んだ最近の研究として、Anthony T. Kronman, Max Weber, S. 120—146, Bryan S. Turner, For Weber, Essays on the Sociology of Fate, 1981, pp. 289—351, Alan Hunt, The Sociological Movement in Law, 1978, pp. 118—130 [及川他訳『法社会学』(法律文化社、一九八五年)一九四頁—二〇七頁]参照。

(未完)